

一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアム

定款細則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の定款に基づくコンソーシアムの組織と運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(義務)

第 2 条 コンソーシアムは、定款第2条に定める目的及び事業を円滑かつ効果的に実施できるように努めねばならない。

第2章 会 員

(会員の権利)

第 3 条 会員は、定款第5条に定める会員の資格により以下の事業に参加する権利を有する。

- (1) 運営への関与
 - (2) 教育事業への参加の権利
 - (3) 共同研究への参加の権利
 - (4) その他の本コンソーシアム事業への参加の権利
- 2 正会員は、総会での議決に関する権利を有する。

(会費)

第 4 条 会費は、年額とし、会員の種別に応じ、次の通りとする。

- | | | |
|------------|-------------------|------------|
| (1) 正会員A | (大学) | 2,000,000円 |
| (2) 正会員B | (大学以外の法人・団体等及び個人) | 500,000円 |
| (3) 正会員C | (大学以外の法人・団体等及び個人) | 300,000円 |
| (4) 正会員D | (大学以外の法人・団体等及び個人) | 100,000円 |
| (5) 賛助会員 | (法人・団体等及び個人) | 1口 10,000円 |
| (6) 特別協賛会員 | (行政機関、業界団体等) | 会費なし |
- 2 年度途中入会の場合は、四半期割で会費を徴収する。

(会費の納入)

第 5 条 前条第1項に規定する会費は、当該年度の9月30日までに一括して納入するものとする。

- 2 会費の納入に要する銀行振込み手数料は、会員の負担とする。
- 3 一旦入金された会費は、理由の如何を問わず返金しない。

(会費納入遅延に対する措置)

第 6 条 この細則に定める会費の納入を半年以上遅延した会員に対して、コンソーシアムが行う事業の一部への参加を一時的に制限できるものとする。

(異動の報告)

第 7 条 会員は、異動の事実が発生した場合は速やかに、異動報告書を提出しなければならない。

第3章 総 会

(副議長の選任)

第 8 条 総会の議長は、必要と認めるときは総会に出席した正会員の中から副議長を選任することができる。

(議事録の公開)

第 9 条 総会の議事録は、次の事項を記載し、コンソーシアムのホームページで公開する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（議決委任者は、その旨を付記する。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第4章 事業運営機関

(事業運営機関の設置と所管事項)

第 10 条 定款第 2 条に定める事業を運営するため、以下の事業運営機関を置く。

- (1) 会長・副会長会議：コンソーシアムの運営を統括する。
- (2) 運営協議会：事業全般を担当し、作業委員会を統括する。
- (3) 作業委員会
 - ①イノベーション博士育成委員会：スーパー連携大学院プログラムのカリキュラムの企画・実施・評価・改善を行う。
 - ②共同研究委員会：本プログラムの共同研究プロジェクトテーマを企画・立案し、サードパーティ共同研究の推進、研究会等の運営を行う。
 - ③教務・学生委員会：本プログラムの受講者募集・審査、履修、成績評価、講義評価、eラーニングシステムの管理等を行う。
 - ④国際交流委員会：国際交流、国際連携、留学支援、海外インターンシップ支援等を行う。
 - ⑤地域コア運営協議会：各地域コア運営委員会の連携による研究・人材育成を推進する。
- (4) 事業評価委員会：事業の点検・評価を行う。
- (5) 運営幹事会：作業委員会の連絡と調整及びその他事業執行に必要な事項の調整を行う。
- (6) その他総会が定めるもの

(会長、副会長、監査役の選任)

第 11 条 会長、副会長、監査役の選任については、別に定める。

- 2 任期は、コンソーシアムの役員に準ずる。

(監査役の職務)

第 12 条 監査役は、会長、副会長会議に出席し、意見を述べるとともにコンソーシアムの業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) コンソーシアムの財産の状況を監査する。
- (2) 会長、副会長の業務執行の状況を監査する。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを会長・副会長会議又は、総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長・副会長会議又は総会を招集する。

(運営協議会等の委員長及び委員の選任)

第 13 条 会長・副会長会議以外の事業運営機関（以下「委員会」という。）の委員長は、正会員（正会員機関に属する職員等を含む）の中から会長・副会長会議が選任する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、1名以上の副委員長を置くことができる。副委員長は、正会員及び賛助会員（会員機関に属する職員等を含む）の中から委員長が選任する。
- 3 委員は、正会員及び賛助会員（会員機関に属する職員等を含む）の中から委員長が選任する。
- 4 運営幹事会委員には、第10条の各作業委員会委員長を含むものとする。
- 5 任期は、コンソーシアムの役員に準ずる。

（会長・副会長会議の議長）

第14条 会長・副会長会議の議長は会長がこれに当たる。会長が出席できないときは、副会長が議長を代行する。

（委員会の招集）

第15条 委員会は、委員長が招集する。会長・副会長会議は、会長が招集する

- 2 委員会の招集は、日時、場所、審議事項を記載した書面又は電子メールにより通知する。

（委員会の成立）

第16条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

（代理）

第17条 委員会に出席できない委員は、他の委員、または当該委員と同一の会員機関に所属する者を代理人と定め、議決権の行使を委任することができる。

（委員会の議長）

第18条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。委員長が出席できないときは、副委員長が議長を代行する。

（委員会の決議）

第19条 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。

（議事録）

第20条 委員会の議事については、委員長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名（議決委任者は、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 その他

（規則の変更）

第21条 この細則は、会長・副会長会議の議を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。